



ご存知ですか？福祉避難所

皆さんは、「福祉避難所」をご存知でしょうか。

福祉避難所は、自然災害が発生した時に、一般の指定避難所で避難生活を送ることが難しい方（要配慮者）が避難をするために開設されます。

では、実際にはどのような場合に利用できるのでしょうか。

“**もしも**”に備え、知っておくと安心して行動できるでしょう。



◆福祉避難所の受入対象となる方（要配慮者）とは？

身体等の状況が医療機関や介護保険施設に入院・入所するまでではなく、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする方（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、吸引や医療装置など医療的ケアを必要とする方、病弱者等）、およびその家族までを含みます¹⁾。



◆要配慮者であればいつでも受け入れられるの？

災害の状況などに応じて、災害発生から数日経過した後に、市町村が判断して開設します。また、福祉避難所で受け入れられる人数は限られるため、要配慮者の中からも、保健師などの専門職が必要の性が高い人を優先して入所を判断します。そのため、一般の避難者や自己判断で直接福祉避難所へ避難することはできません。また、施設の特徴などにより、受け入れができない対象者も発生する場合があります。

◆どのような施設が福祉避難所になるの？

市町村が利用可能な施設として、『バリアフリー』『支援者をより確保しやすい施設』などを重要なポイントにして選定し指定します¹⁾。

- 一般の指定避難所となっている公的施設（小・中学校、公民館等）
※同一の敷地内で優先スペースや生活相談員を配置し設置・公示される場合があります
- 老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設、老人福祉センター等）
- 障害者支援施設等の施設（公共・民間）
- 児童福祉施設（保育所等）、保健センター、特別支援学校
- 宿泊施設（公共・民間）



政府は、障害のある方々が、日頃から利用している施設へ直接に避難できる体制として、「福祉避難所の指定と公示」を行い、「あらかじめ受入対象者を特定」する取り組みを進めています¹⁾。対象となる方は自身の利用されている施設に事前に確認しておくことをおすすめします。

◆どんな物資や器材が備蓄されているの？

食料・飲料水・毛布・携帯トイレなどの生活必需品のほか、介護用品・衛生用品・要配慮者に適した食料・洋式ポータブルトイレ・ベッド・担架・パーテーション・車いす・歩行器・歩行補助杖(杖)・補聴器・収尿器・ストーマ用装具・気管孔エプロン・酸素ボンベといった補装具が揃えられています¹⁾。



これは一例です。施設の特徴により物資や機材は異なります。また、災害時のため物資や器材が揃っていない場合があります。

◆付き添う家族や介助者の人数制限はあるの？

要配慮者の状態に応じて家族も一緒に避難できますが、施設の特徴などにより、介助者の人数制限を行なう場合があります。



◆日頃からの備え

要配慮者の方はそれぞれ生活に必要な物品や情報は異なります。災害発生時に慌てずに対応できるよう、各自で確実な準備を行いましょ²⁾。



下記の表は一例です。

食料	食形態やアレルギーなどを考慮して準備しておきましょう
内服薬	わかりやすい場所に内服薬・お薬手帳をまとめて保管し、家族も把握しておきましょう
避難方法	家族同士で安否確認の方法や避難場所・経路、移動方法の確認をしておきましょう 自力で避難をすることが困難な方は、『避難行動要支援者名簿』へ積極的に登録し、『個別計画』の作成を事前におきましょう。『避難行動要支援者名簿』への登録方法は、ご自身のお住いの市区町村自治体にご相談ください
緊急連絡先・手帳類	外出時には支援を受けられないことを想定して緊急連絡先、お薬手帳、透析手帳、ペースメーカー手帳などを携帯する習慣を身につけましょう
コミュニケーション	日頃から地域住民や避難支援関係者、利用施設関係者などと積極的に関わりを持ち、顔の見える関係を作りましょう
	自治体からのお知らせなどにはまめに目を通し、最新情報を入手したり、イベントに参加したりしましょう
利用サービス	災害時は家族だけではお世話が困難となる場合があるため、日頃から利用しているサービスについて調べ、担当者ともやりとりをしておくことをおすすめします



要配慮者の被害を最小限に食い止めるためには、家族や地域住民による積極的な支援が欠かせません。自治会などの地縁組織、隣近所や友人との助け合い、ボランティアや職能団体の支援など地域全体で協力して、要配慮者を災害から守りましょう。